

### 事例1

- 店でスマートフォンの料金が安くなると勧誘されて、夫婦で機種の変更の契約をしたが安くならなかった。
- 格安スマホの販売サイトで海外製の端末と音声通話付きSIMのセットプランを申し込んだが電源が入らなかった。
- スマートフォンの契約プランを変更したところ、違約金を払うようにと言われたが、事前に聞いていなかった。

### 事例2

- 有料サイトの未納料金を請求され、コンビニでプリペイドカード型の電子マネーを買って相手に番号を教えた。これで支払いが完了したのかどうか不安だ。
- サイトの未納料金があるというSMS（ショートメール）が届いたので連絡したところ、高額な料金を請求された。
- スマートフォンにメールが届いたので、自分が契約しているコンテンツ会社からだと思って個人情報を入力した。すぐ勘違いに気がついてメールしたところ、入会になっていると言われ、高額な退会費用を請求された。

春に新入学や新社会人になり、新規でスマートフォンの契約をした方も多いことでしょう。また、高齢者でスマートフォンを持つ方も年々増えています。それに伴い、全国の消費生活センターに寄せられる相談件数も多くなっています。国民生活センターのデータによると、下記のとおりとなっています。

## 消費生活相談だより 「スマートフォンの契約にご注意！」

### アドバイス

- ・自分の現在の利用状況を把握して、ホームページやパンフレットで確認をしましょう。
  - ・店舗では契約の前に不明な点や自分に不利な点がないかなどを確認してみましょう。
- 参考：(独)国民生活センター、消費者庁、総務省のホームページ

通話料や機器、通信サービスなど、スマートフォンそのものに関する相談件数			
2016年度	14,253件	2017年度	14,725件
2018年度	16,040件	2019年度	11,533件

デジタルコンテンツや、スマートフォンを利用した有料サイトからの料金請求などに関する相談件数			
2016年度	82,441件	2017年度	65,882件
2018年度	44,450件	2019年度	19,983件

おかしいと思われたらご相談ください。

- 相談窓口 ①役場経済課 消費生活相談窓口 毎週火曜日 午前10時～午後5時（正午～午後1時の時間を除く）  
☎68-2211（内線442）  
お電話や匿名でも消費生活相談員がご相談をお受けしています。
- 問い合わせ先 ②火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時（日曜日は電話のみ）  
☎029-225-6445  
③土曜日は、188（いやや!）の消費者ホットラインで国民生活センターへ。  
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

## 商工会だより

## 事業経営者の皆さまへ

### 記帳継続指導・記帳機械化指導のご案内

商工会では、事業経営に必要な帳簿の記帳を正しく理解していただくため、専門の記帳専任職員を配置しています。税金の各種控除を知りたい、青色申告制度って何？など皆さまのお悩みに対し、帳簿のつけ方から決算、申告の仕方まで適切なアドバイスを行っております。

#### 記帳継続指導

- 【概要】 自立記帳・申告が行えるように継続指導を行います。
- 【金額】 1,020円/月（令和2年3月31日現在）
- 【内容】 巡回・窓口にて記帳指導、各種必要届出書および決算書・申告書作成などの指導を行います。

#### 記帳機械化

- 【概要】 決算書・申告書、各種届出報告、総勘定元帳作成の代行を行います。
- 【金額】 3,080円/月（令和2年3月31日現在）
- 【内容】 商工会標準会計ソフトを利用し、帳簿入力、決算書・申告書作成の代行、および総勘定元帳の作成と各種データ管理、各種税務届出、報告等の代行処理を行います。

### 茨城県よろず支援拠点のご案内

「よろず支援拠点」は、国が全国に設置している無料の相談所です。中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者等に類する方、創業希望者の方の売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応しています。

当拠点では、中小企業支援に特に優れた能力・知見・実績などを有する、民間企業出身のチーフコーディネーターおよびコーディネーターが、速やかに専門的な見地からのアドバイスや専門家の紹介などを無料で行います。お気軽にご連絡ください。

- 問い合わせ先 茨城県中小企業振興公社  
よろず支援拠点窓口  
☎029-224-5339

## 利根町新築マイホーム 取得助成金のご案内

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を助成しています。

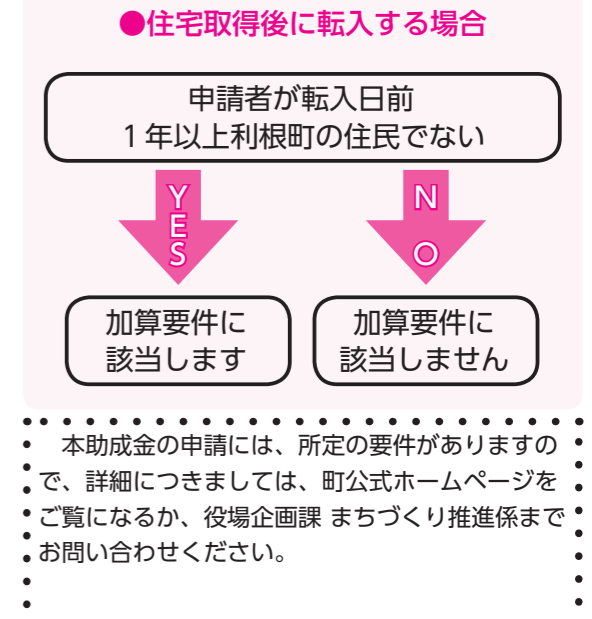
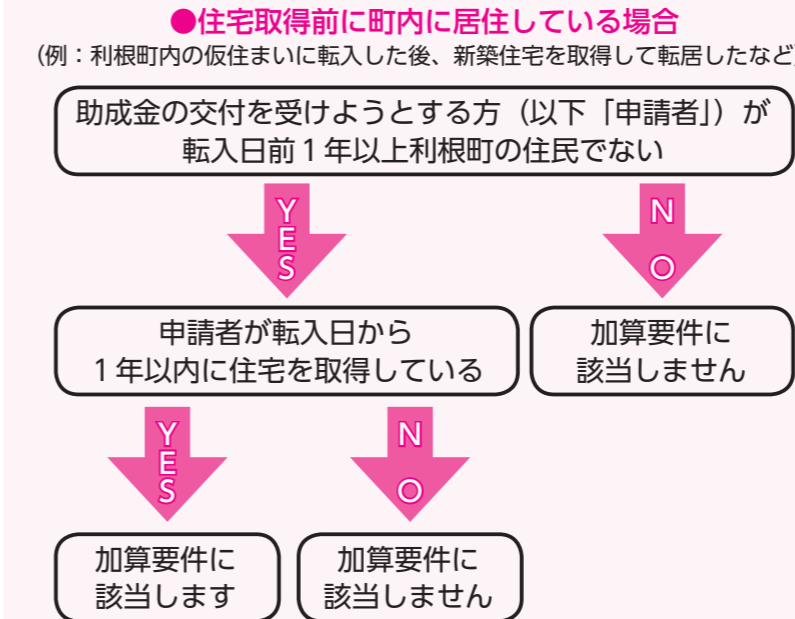
今年度の申請期限は、

令和2年 **11月2日(月)**  
【必着】です。

- 申請期限：住宅取得に伴う登記の日から1年以内
  - 申請締め切り日：11月2日（月）
  - 助成金額：30万円（右記加算事由に該当する場合は、それぞれ10万円を助成金に加算します。）
- ※助成金の交付は、同一申請者（同居人も含む）に対して1回限りとします。

加算事由	加算額
中学生以下の子供と同居する世帯	10万円
新築に伴い、町外から転入する世帯 ※1	10万円

※1.下記フロー図参照



●本助成金の申請には、所定の要件がありますので、詳細につきましては、町公式ホームページをご覧ください。  
●ご覧になるか、役場企画課 まちづくり推進係までお問い合わせください。

## 町内に空き家をお持ちの方へ

### ～空き家バンクに登録しませんか？～

町では、移住・定住促進による地域活性化を図るために、空き家バンク制度を実施し、「空き家を貸したい、売りたい」という方の物件登録申し込みを募集しています。

町内に空き家を所有されている方は空き家バンクへの登録をお願いします。

空き家バンクを利用された方に対し、助成金などの交付を行っています。

※申請要件が緩和されました。

転入だけでなく、  
**町内転居の場合もご利用いただけます**

### ～空き家バンクとは～

空き家の売却・賃貸を希望する所有者から登録していただいた物件情報を町公式ホームページなどで公開し、移住・定住を目的に空き家の利用を希望する方に情報提供する制度です。

※平成27年度より、利根町空き地バンク制度も実施しています。

助成制度	対象者	助成額
空き家リフォーム工事助成金	空き家の所有者または空き家を購入・賃借した方	リフォーム工事費用の総額の2分の1（上限30万円）
空き家子育て活用促進奨励金	中学生以下の子供と同居している方	20万円

※その他所定の要件有  
※空き家バンクおよび助成制度の詳細につきましては、町公式ホームページまたはお問い合わせにてご確認ください

- 問い合わせ先 役場企画課 まちづくり推進係  
☎68-2211（内線332）✉machisui@town.tone.lg.jp